

# 令和5年度 城山中央公園樹林地保存活用方針

## 1 基本方針

当該地は、平成5年に都市計画決定した後、平成20年に用地の先行取得を実施しており、これにより10haという広大な面積の樹林地が手付かずのまま残された貴重な空間となっています。

樹林地の大部分は落葉広葉樹を中心とした雑木林であり、原生的な森とは異なり、人の手によりこの地に根付いた樹林地となっています。こうした雑木林は本来の薪炭林としての機能は既に失っていますが、現在では貴重な自然として都市景観の骨格をなす存在となっています。また当該地東側には市街地が広がる一方、西側には本市の中山間地域が広がり、このように両地域に接する位置にあることから中山間地域への玄関口となっており、それにふさわしい自然景観を擁しています。

こうした自然の存続及び市民への享受を本公園の主たる機能と改めて位置づけ、都市計画において総合公園となっている公園種別を現状に即した風致公園に変更し、本方針をもってその意図を今後の整備・管理に反映させるものです。以下にその基本方針を示します。

- ・ 本方針の位置づけは、平成5年度都市計画決定時の総合公園としての公園計画概要について、その後の都市計画見直し方針及び都市計画マスタープラン等の上位計画に沿って評価し、その結果を反映しつつ、風致公園における樹木保存活用方針として具体的に取りまとめたものとする。
- ・ 自然の存続が主体となるが様々な状況や段階があり、本公園については樹林地の生い立ちを考慮し、保存、保全、活用という三つの方針を位置づけ、ゾーニングにより区分化する。これにより城山中央公園の森の在り方を明確化し、整備・管理手法や公園の利活用につなげていけるようにする。
- ・ 利活用については、従前から里道や散策路として地元住民を中心に利用されており、引き続き現状の利用形態が可能なよう、及び今後も快適な利用が可能となるよう配慮する。また活用優先となる環境負荷の大きいハード施設の整備は避けると共に、林床やトレイルに過負荷（オーバーユース）とならないような利用が可能となる整備手法や施設の構造、配置を基本とする。
- ・ 林縁部のうち公園南側は住宅地に斜面林が隣接しており、こうした状況の林縁部については、防災・安全視点を重視し、剪定、伐採、間伐などの保全対策を考える。

## 2 総合公園計画の見直し評価

現在の公園計画は平成5年都市計画決定時の「公園計画概要」での総合公園計画となっていることから、平成29年の都市計画見直しの検証結果に基づき当該公園計画の評価を行い、その結果を本方針へ反映させるものです。評価については、公園種別、公園機能、施設規模の三つの視点から行い、施設計画図へと反映させます。なお、都市計画公園・緑地見直しの検証結果については次頁【表1】のとおりです。

【表1】 都市計画公園・緑地見直し検証結果

○検証結果一覧

No.	都市計画公園・緑地名	ステップ2 必要性 必要性		ステップ3 実現性 実現性		ステップ4 代替性				ステップ5 持続の検証 持続の検証		評価の内容	検証結果	
		高い	低い	高い	低い	ア緑地	イ緑地	ロ緑地	ハ緑地	ニ緑地	ホ緑地			有
1	5・6・1 相模原麻溝公園	○			○	○	—	—	—	—	○		斜面樹木の保全、最終処分場の跡地利用、総合公園としての機能より必要性は高く、代替可能な土地もないことから存続とする。	存続
2	5・5・3 横山中央公園	○		○									本公園用地の土地の状況、周辺環境の変化、公園配置のバランス等の変化、市民ニーズの変化等を考慮し、用地の多くを占める樹林地の特性を最大限生かしていける公園種別に変更を図るよう検討する。	存続
3	7・4・1 道保川公園	○			○	○	—	—	—	—	○		風致公園としての機能発揮、隣接する緑地との一体性確保のより必要性は高く、代替可能な土地もないことから存続とする。	存続
4	8・4・2 勝坂遺跡公園	○		○									未着手区域においても史跡指定の可能性が高まり、指定に向けた動向もあるため存続とする。	存続
5	2・2・17 山王公園	○			○	○	—	—	—	—	○		供用区域を分断するように民地が挟まっており、公園機能確保のため存続とする。	存続
6	2・2・33 上溝川辺公園	○			○	○	—	—	—	—	○		供用区域において一定の公園機能が確保されているが、公園広場部分に隣接する樹林地であることから修景の一体性確保の点から必要性は高く、代替地もないことから存続とする。	存続
7	2・2・43 松が枝公園		○										供用区域において既に公園機能は確保されている。未供用区域と考えられる農地の確保は市であるが、普通財産であり公園用地となる行政財産に属していないことから、公園としての必要性はない。	一部廃止
8	2・2・83 林間第4公園		○										都市計画決定区域の一部が幹道と重複しており、幹道の連担性及び部決区域の重複を避けるため廃止とする。	一部廃止
9	1 相模緑道緑地		○										都市計画決定時の区域に、道路の新設、改良により幹道地のまま道路として組み込まれた状況が各所に存在することから、付け替え等により区域の不整合を正すこととする。	一部廃止
10	2 横山丘陵緑地	○			○	○	—	—	—	—	○		整備済み区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続
11	4 道保川緑地	○			○	○	—	—	—	—	○		整備済み区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続

(1) 公園種別から見た評価

市域全体や地域の社会的状況や周辺環境により、そこに求められる公園を機能、目的、利用対象等に応じて区分化したものが【表2】のような公園種別となり、公園の特徴や方向性を定める要素となります。

都市計画見直しにおいては【表1】のように、樹林地の特性を最大限生かしていける公園種別に変更を図るとされており、この内容に即した公園種別への見直しを図っていくことが評価の結果となります。

検証結果に基づき【表2】のうち、こうした機能に即した特性を持つ公園種別を選択すると風致公園及び都市緑地となり、この2種の種別について定義、規模という要素での比較（現計画の総合公園も含め）をしたものが次頁【表3】となります。

【表2】 公園種別一覧（相模原市）

種類	種別	標準面積	誘致距離	市内の主な公園	
住区基幹公園	街区公園	0.25ha	250m	てるて公園、南台公園、若葉台小栗公園 etc.	
	近隣公園	2.0ha	500m	相模大野中央公園、橋本公園 etc.	
	地区公園	4.0ha	1km	鹿沼公園、古淵鶴野森公園	
都市基幹公園	総合公園	10～50ha	—	相模原麻溝公園、相模原北公園 etc.	
	運動公園	15～75ha	—	淵野辺公園、相模原スポーツパーク etc.	
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園	—	—	道保川公園、相模川自然の村公園
		歴史公園	—	—	史跡勝坂遺跡公園、史跡田名向原遺跡公園 etc.
		墓園	—	—	峰山霊園
	都市緑地	—	—	相模原中央緑地、横山丘陵緑地 etc.	
	緑道	—	—	相模緑道緑地、千代田緑道 etc.	

【表3】 公園種別の比較検証

公園種別	定義	規模
総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。 原則として、一つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。	都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とする。
風致公園	主として風致（自然の風景などの趣や味わい）の享受の用に供することを目的とする公園。 樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。	面積基準はない。 生物多様性を支える樹林地の最小規模の例に、地形的まとまりを考慮した場合の孤立樹林の最小保全面積として10haとある（出典：都市計画マニュアル1）。
都市緑地	主として自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	1箇所当たり面積0.1ha以上を標準とする。

主たる機能に自然の保全等の存在価値的側面を持つ機能があるものは都市緑地と風致公園となります。さらにその自然を対象として享受等の利用価値的側面も含め主たる機能としているのは風致公園となり、この点が都市緑地との大きな相違点となります。

規模については、【表3】のように都市緑地は0.1ha以上という最低限度が示されており、比較的小規模な緑地も対象とし、市街地内に点在するような配置も考慮されているものとわかります。一方、風致公園には面積の基準は特になく、対象物となる風致により異なってくるためと思われます。ただし風致という特性上比較的規模のある区域を対象としていると考えられ、例として生物多様性を支える孤立樹林の最小保全面積として10haというものが示されていることから、この数値を参考とするのは可能と思われます。

以上の評価検証により、公園種別としては風致公園がふさわしいと考えます。

【表4】 風致と享受

	一般定義	城山中央公園の場合
風致とは	自然の趣や味わい	樹林地のまとまりとしての風景や雰囲気、音
享受とは	味わいを精神的、物理的に楽しむこと	樹林地内での散歩や休息などの利用により直接的に得られる「やすらぎ、潤い、季節感、緑陰」など、また樹林地が存在することにより間接的に得られる「防災効果、景観形成、大気浄化、ヒートアイランド緩和」など

## (2) 機能から見た評価

「公園計画概要」においては、総合公園が備えるとされる5つの公園機能に沿って施設整備の内容が記されていますが、この5つの機能について、風致公園を想定し、既存の内容に沿い引き続き継続または強化していく機能、逆に弱めたり縮小化する方向または廃止することが必要な機能に分類し、評価します。

検証評価の結果は【図1】のとおりとなります。休息については継続すべき機能ですが、記載されている休憩広場、自然石舗装等のハード整備は避けた内容とします。観賞については、観賞を主体としたデッキ園路や展望広場等の集客対応の施設整備は避けるも、観賞という要素を残しつつ、その対象を花木類などのように新たな観賞のための植栽が必要な環境は控え、既存の樹林における生態系を生かした四季の変化や昆虫観察など樹林の現状を活用した内容とします。散歩については、概ね計画記載内容での継続とします。遊戯及び運動については、風致公園に求められる機能との相違や公園種別における役割分担を考慮し、本公園には必要のない機能と評価し、機能の対象から外します。

総合公園計画と風致公園計画の機能面での比較については、7頁【表6】を参照。

【図1】 総合公園計画の機能から見た検証評価

**機能から見た検証評価**

強化⇒◎ 継続⇒○ 弱める⇒△ 無くす⇒×

項目	評価
1 計画地 城山町久保沢2丁目、川尻字小松、字小野、若葉台1丁目及び7丁目地内	
2 面積 約10.1ha	
3 本計画の位置づけ	
4 計画の基本的課題	
5 計画の基本方針	
6 整備内容	◎
7 遊戯	×
8 運動	×

6 整備内容  
総合公園の持つべき機能である休息、観賞、散歩、遊戯、運動の整備計画は次のとおりである。

(1) 休息 ⇒ ○  
既存雑木林の中に自然石舗装による林間休憩広場、修業池周辺のスギ疎林の中に水辺広場を配置し、休憩ベンチや四阿などを設置することにより、自然とのふれあいの中で落ち着いて休息のできる場を整備する。

(2) 観賞 ⇒ △  
花の谷に既存林(スギ林)の野間風にふさわしい野趣のある花灌木(ヤマブキ、アジサイなど)を植栽し、デッキ園路や観察コーナーを設置し、花木の観賞空間として整備する。  
また、都市計画道路の覆土部分を利用してデッキ状の展望広場を整備し、高い視点から林や樹勢、花などが観賞できるポイントとして整備する。

(3) 散歩 ⇒ ○  
公園全体の動線を考慮し、園内の変化に富んだ異観や園外への展望を楽しみながら、自然とのふれあいの中で自由に散歩のできる散策路を整備する。

(4) 遊戯 ⇒ ×  
芝生広場西側の明るい南斜面を利用して、ロングスライダーや各種木製遊具等を全体に点在させ、空間全体を利用してダイナミックな遊びのできる遊びの森を整備を図る。

(5) 運動 ⇒ ×  
面積約2,900㎡の芝生広場は、多目的に利用できる運動の場とし、各種スポーツ大会や運動会等に利用する場として整備する。  
芝生広場と遊びの森の中間に、フィールドフィットネスコースを配置し、筋力・柔軟性・体力などをアップさせるための運動ができる健康運動広場を整備する。  
入口広場付近から芝生広場、水辺広場の林内を周囲する園路は、比較的平坦であることから、ジョギングコースとして利用できるよう整備を図る。

### (3) 規模から見た評価

「公園計画概要」を図示化した平面計画図についても都市計画見直し方針に基づき、施設規模面からの評価を行います。評価方法としては、既存樹林と施設との面積割合比較による検証、及び想定公園利用者数について公園種別変更に伴う設定変更による施設規模の検証の二点から行います。

一つ目は樹林の残存率に係る検証です。総合公園計画の配置計画図に基づき施設整備後の既存樹林の残存状況を想定したものが次頁【図2】となります。図にあるように概ね50%の割合で樹林は残ることとなりますが、ほかは広場や造成が必要な施設が占めることとなります。本公園の目指す公園機能である自然環境の保全やそこでの休憩や散策の享受といった機能を満たしていくためには、10haという面積規模をフルに活用していくことが望ましいことから、区域全体での保全に対応した施設規模への見直しが必要という評価となります。

二つ目は想定利用者数に係る検証です。想定利用者数については「公園計画概要」には記載されていないことから、平成元年の基本計画における条件が適用されていると思われます。基本計画から推定した利用者数は次頁【表5】左欄のように2400人/平日、4650人/休日となります。同時在園率と在園時間については、都市公園利用実態調査を参照し推定しています。風致公園については都市公園利用実態調査においても統計的な数値は示されていないため、下記のような条件を考慮し地区公園レベルと推定し基礎的な数値を設定します。

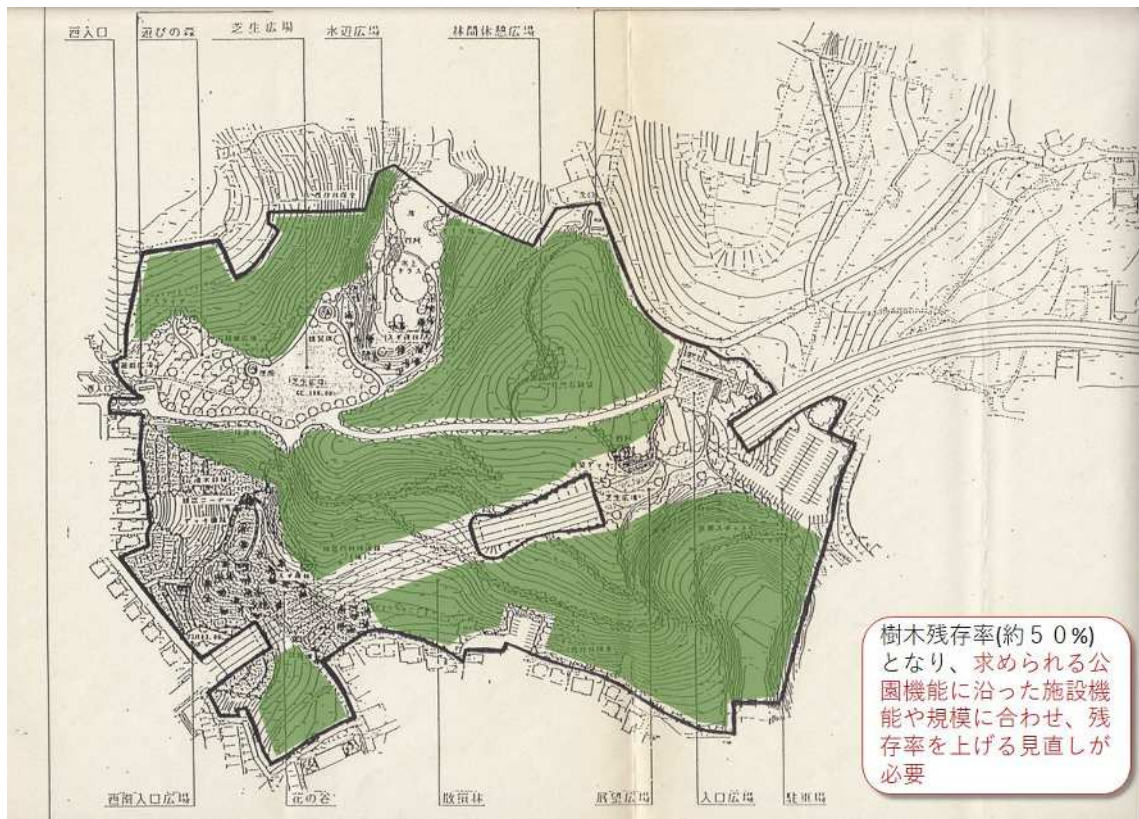
- ・保全面積として10ha全体において既存樹林を残していく考えを基本とする。
- ・主な利用形態を現在の利用状況である徒歩圏からの周辺住民の散策利用の継続を想定。
- ・駐車場は設けない（アクセス道路の廃止、車道との道路付位置や地形等による）。
- ・主な利用形態での夜間利用は想定しない。
- ・環境や利用状況が似た既存風致公園の道保川公園における年間利用者数を参考にする。

以上の条件に基づき、基礎設定は下記のとおりとします。

- ・利用圏域：地区公園レベルと推定
- ・利用者数：道保川公園の2万人/年から推定
- ・同時在園率：住区基幹公園相当と推定 都市公園利用実態調査参照
- ・在園時間：住区基幹公園相当と推定 都市公園利用実態調査参照

これにより、本公園の場合は次頁【表5】の右欄のように想定されることから、この数値に応じた施設規模への見直しが必要という評価となります。

【図2】 総合公園計画の平面計画における樹木残存状況



【表5】 想定利用者数の比較検証

条件	総合公園 基本計画	風致公園 樹林地 保存活用方針
利用 圏域	町域 4km × 8km	徒歩圏 500m ~ 1km
利用者数	2400人/平日 4650人/休日	50人/平日 70人/休日
同時 在園率	22 ~ 25%	13 ~ 16%
在園 時間	30分 ~ 2時間	30分 ~ 1時間

#### (4) 施設計画への反映

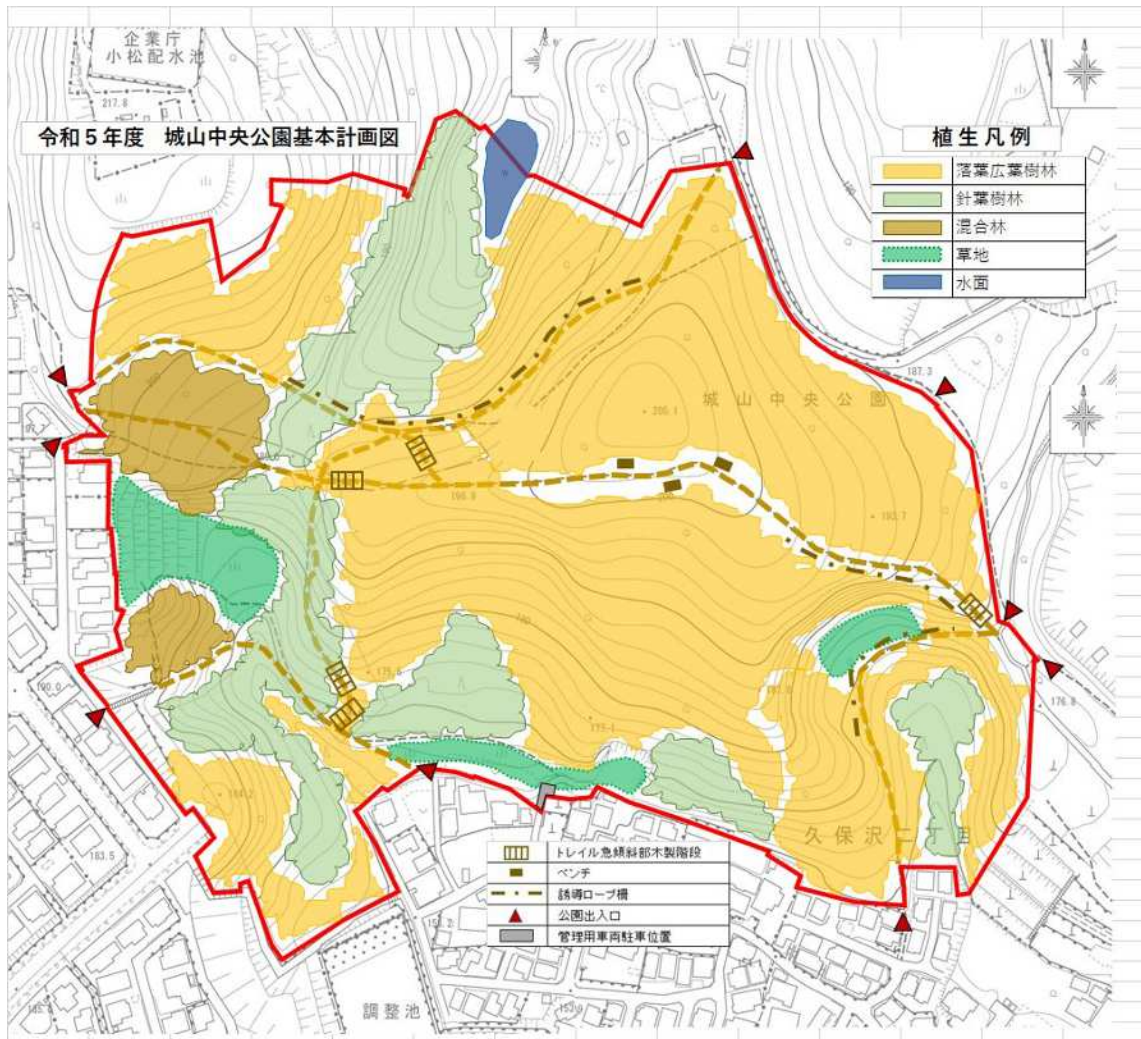
都市計画見直し方針に沿うよう前項まで公園種別、施設機能、施設規模の評価見直しを行ってきましたが、その結果の具体的な施設計画への反映を比較表として【表6】に示すとともに、施設計画図として平面図に配置したものを次頁【図3】に示します。

総合公園機能のうち休憩及び散歩は機能評価としては風致公園においても継続ですが、そのうちの広場系施設については規模的评价の見直し、及び想定利用者数における同時在園率、在園時間の数値が低いことから広い空間での利用形態や滞留施設として求められる役割は低いと評価し、縮小化または廃止とします。

【表6】 評価見直しの具体的施設への反映

機能	総合公園計画		風致公園計画（樹林地保存活用方針）		
	計画施設名	評価見直し	施設内容	ゾーンエリア	
総合公園計画での分類	休息	林間休憩広場	縮小化	公園中央部のトレイル沿いにベンチのみ設置	休憩エリア
		トンネル上展望広場	廃止	—	
		水辺広場	廃止	—	
	観賞	花の谷	廃止	—	
		デッキ園路・花壇	廃止	—	
		—	新規	立ち枯れ木、伐採木を利用した木彫りの点在の位置づけ	木彫りエリア
	散歩	散策路	継続	現行トレイルを生かす	トレイル
		入口広場	縮小化	東側トレイル交差点空間を位置づけ	トレイル
		—	新規	トレイルから外れ林内を歩ける疎林	林間エリア
		—	新規	滞留施設を設けない眺望点	展望エリア
	遊戯	ロングスライダー	廃止	—	
		木製遊具コース（遊びの森）	廃止	—	
	運動	多目的芝生広場	廃止	—	
フィールドアスレチック		廃止	—		
ジョギングコース		廃止	—		
便益施設	駐車場	廃止	—		
	トイレ	廃止	—		
修景施設	既存樹林	継続拡大	人工林から自然林を目指す区域、ロープ柵設置	保存区域	
			人工林の要素を残しながら保全する区域	保全区域	
教養施設	—	新規	昆虫採集や観察を可能とする疎林（施設整備なし）	昆虫エリア	
	—	新規	横穴墓群の現況保存と解説版移設、ロープ柵設置	横穴エリア	

【図3】 公園施設平面図（風致公園）

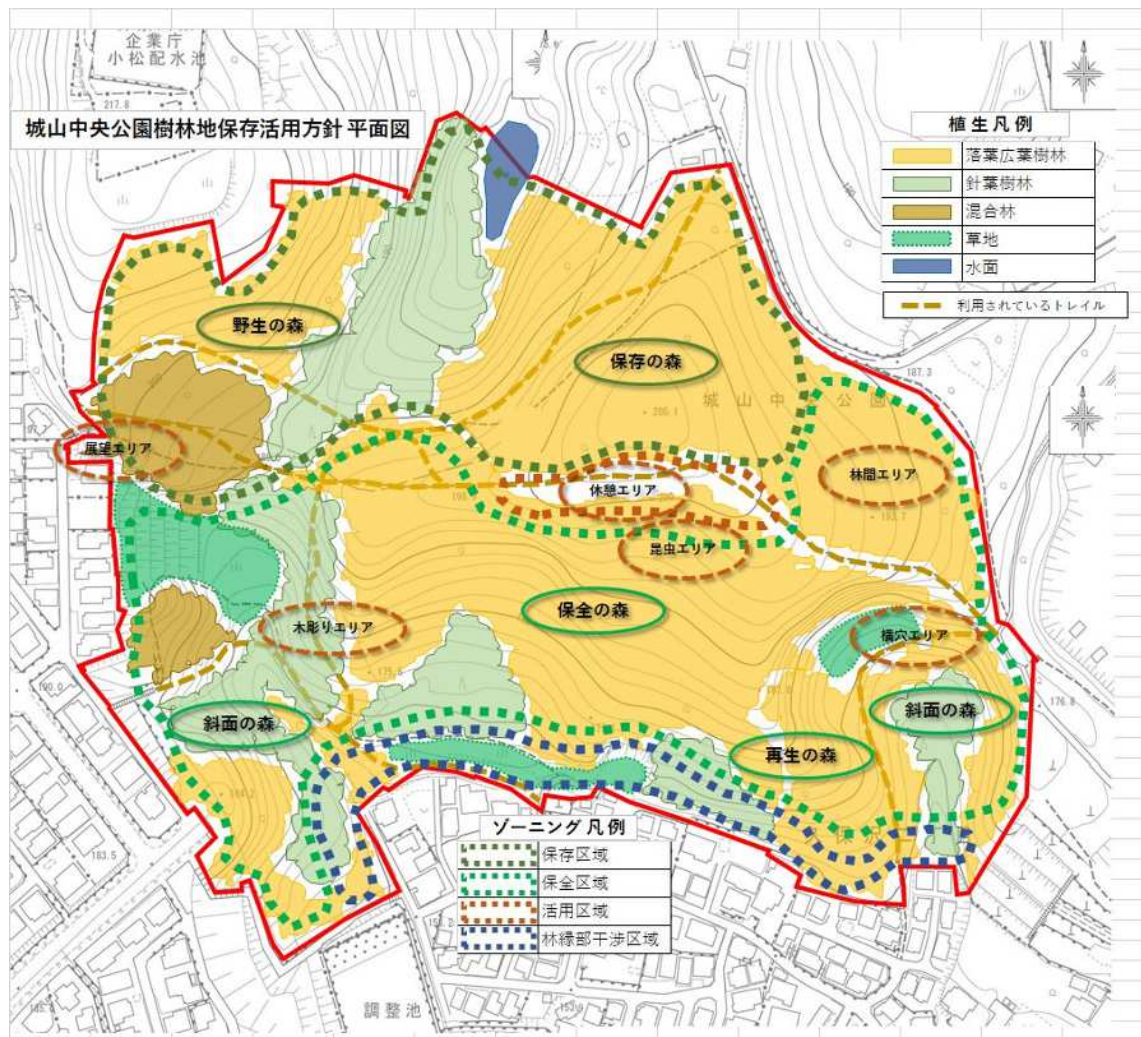


### 3 保存活用に係る方針

前項までの評価に基づき、本公園における風致公園としての機能を施設計画と施設平面図に反映させたところですが、これをベースに本公園の中核をなす樹林地に対する保存と保全の考え方を以下のように整理し、区域区分を行いゾーニングとして平面図に落とし込むとともに、今後の森の整備、管理、運営の方針の基礎とします。本公園の主な樹林の種類である雑木林について、この森の生い立ちの分かる樹林地として樹木更新を図りながら“雑木林”として残していく保全区域、そして雑木林を本来の植生遷移（植生の自然的変化）に戻し自然林としての変化を促す保存区域に大別します。

以下に各区域区分によるゾーニングを次頁【図4】に示します。

【図4】 樹林地保存活用方針図（ゾーニング図）



(1) 保存区域

基本的に人の手は加えず、植生や林床の自然的変化を許容し、自然林の変化の分かる森とします。公園利用者の立ち入りを想定しない区域にゾーン設定し、自然そのものの存在価値を守ることとしますが、大規模な土砂崩壊や倒木による被害が生じ、人的被害へつながる可能性のある場合は自然回復可能な対策を施すこととします。

概ね10年スパンで観察の実施を想定し、保存に適さない顕著な変化が認められた場合は、状況に応じ保全方針へ一旦移行し再生・回復を図ることを考えます。

(2) 保全区域

林床整備、間伐、萌芽更新等の手を加えながら、利用しやすく、見た目も良好な明るい樹林地を目指し、森の生い立ちである雑木林の姿の分かる森とします。これは短期的に実施するのではなく、樹林地の成長や変化に同期させながら中長期的な森づくりの方針として取り組むものです。

雑木林や杉・ヒノキの植林地は人工林であり、原生的な樹林ではありませんが、今ここ

に残された自然という状況を重要視し、今の自然を市民が享受できるように人の手を加え残していくことを基本とするものです。間伐や更新の実施は全区域一斉ではなく利用状況や景観的な阻害要因を低くすることを考慮し、いくつかのエリアに区切り数年ごとに実施していくことが望ましいと考えます。また区域の一部エリアには自然環境を享受できるよう、活用が主体となるエリアの設定も考慮します。

### (3) 活用区域

緑陰や季節感などの存在効果、休養、休息や散策などの利用効果など様々な機能、効果を直接享受できるよう利活用する区域とします。それぞれの求める機能、効果に応じ、林床の整理による空間の快適化、間伐による疎林化、阻害要因となる植生のコントロール等を目指します。ただし、必要最低限の活用とし、トレイルや休憩エリア外への立ち入り等の人為的拡大を防止することも並行して行います。

### (4) 林縁部干渉区域

住宅地に隣接し、大径木や高木が存在している区域に設定し、倒木被害や日陰解消、風通し確保などを目的とし5～10m程度の離隔を確保するため、伐採、間伐をする区域です。処置後は裸地原因による土砂流出を避けるため低木植栽や表土保全策を図ると同時に、こうした対策により、伐採により露出した林内の環境変化を抑え保全を図ることも役立てるものとします。

### (5) ゾーニング区域の区分とエリア設定

ゾーニングをした各区域内は、さらに現状や周辺環境に応じいくつかの区域に区分するとともに、一部の空間をエリア設定し機能や目標の方向性をさらに明確化することにより、将来の不明瞭な土地利用を防止します。ただし、区分界となるエッジは明確化せず隣り合う区域となじませる環境とします。区域区分と区域等の内容については次頁【表7】に詳細を示します。

また、合わせて自然度と利用度という視点でのグレーディングを明確化し、各区分、各エリアの相関関係を位置づけ、今後の管理手法検討へのベースとなるようにします。

【表7】 ゾーニング区域とエリア区分の詳細表

城山中央公園保存活用方針 ゾーニング区域の詳細表				
ゾーニング区域 自然環境の方向性	区域内区分	自然度	利用度	内 容
保存区域 	野生の森	↑	↓	野生動物の糞や足跡などのフィールドサイン、巣穴などが見受けられるエリアでこうした動物を含めた生物多様性に配慮した区域を目指す。トレイルを除き利用者の立ち入りは想定しない区域とする。
	保存の森			利用者の立ち入りを想定しない区域で、植生や林床の時間的な変化は自然に任せることとする区域。現状の自然の価値を残す考えが基本であるが、植生遷移に任せ、人工林から自然林への変化を促し、自然林に近い環境を残す方向とする区域。
保全区域 	斜面の森			市街化される前の谷戸の地形の最奥部のみ残された区域となっており、高低差による地形の変化や視点の違いによる樹林地の奥深さを感じられる区域。見え方を意識しある程度林床整備を実施しこうした特徴をより感じられるような区域とする。立ち入りは想定しない。
	保全の森			利用者が自然を享受できるように一部に立ち入りを想定したエリアを設ける。公園の半分を占める南斜面が当該区域となることから、森の再生力を生かした萌芽更新や植替えも可能な区域とする。可能な範囲で現状の雑木林を維持していく方向とする。
	再生の森			雑木林の再生を目指す方を試行的に展開する区域。ナラ枯れにより失われたナラ類を中心に薪炭林のような萌芽更新を可能とするような管理区域とし、中長期にわたり試みる区域と位置付ける。
活用区域 	木彫りエリア			
	昆虫エリア			昆虫が好む樹液が出る樹木もあり、トレイルに近接し比較的明るい林床が確保されているエリア。観察のための採取を容認できるような工夫や管理手法を設定することにより、環境学習の場としてもいつでも利用可能となるようなエリアとする。
	おうけつ横穴エリア			7世紀から奈良時代にかけて造られた横穴墓群が南斜面がけ地に確認されており、立ち入りはできないが、存在が分かるようトレイル沿いに滞留スペースを設け、案内板を設置する。
	林間エリア			近年まで間伐が実施されていたと思われる明るい樹林地で、そのため自由利用状態が多く発生しているエリアとなっている。表土の流出防止や踏み固め防止に気を付けながら引き続き利用ができるような空間としていく。
	展望エリア			西側に眺望が開けた地点で、城山が望める。本公園では唯一の眺望可能な箇所であるが、住宅地に近接し俯瞰する立地となることから、滞留させざるような整備は行わない。
	休憩エリア			主園路となる西側の苔藓台方面から東側の久保沢二丁目方面へ抜けるルート沿いの最高標高点（約200m）に近いエリアは、トレイル沿いが開けていることからベンチ等の休憩施設を設置し、滞留し憩える空間とする。
林縁部干渉区域 		低	高	住宅地に隣接する公園南側に設定する。倒木被害及び日照被害の解消、風通し確保などを目的とし樹林地と住宅地の間に草地や低木などによる隔離空間とした区域。

#### 4 整備・管理に係る方針

樹林地に対する保存活用の方針に基づく内容は、整備、管理手法ともに長期にわたる一貫した取り組みが必要ですが、現状では手法として確立していないものが多く、例えば都市公園における雑木林の再生維持など試行錯誤での管理となることが想定されます。そのため、今後現地での植生や利用状況の変化に応じ管理手法の検討を進め、確立していくことが必要

と考えられます。また、整備の内容も園路やベンチなどのハード整備に限らず森自体についての保存活用方針に基づく更新や再生に係る「森を創っていく」内容も森の整備と考えていく必要があります。当然ながら管理のみならずこうした整備内容にも一貫した長期的取り組みが必要です。

今後の公園告示により現状の自由利用状況が実態的に継続可能となると共に、法令による管理体制の確保ができ、さらに現状の自然の保存、保全といった目標は、風致公園と位置づけることにより一定程度達成できると考えられます。

以上を踏まえ、以下の3つの視点により整備・管理方針を整理します。

- ・ ハード整備については令和5年度予定のトレイル急傾斜部への木製階段設置と共にトレイル沿いへのロープ柵等の設置、休憩エリアへのベンチ等設置など、公園利用者の安全性、快適性向上に資する整備を中心に適宜行っていく程度とする（【図3】参照）。
- ・ 樹林の再生や更新が伴う森の整備については、管理と一体となった具体的方針の組み立てが今後必要であるが、手法や技術が確立されていない面があること、NPOなどの市民との協働による管理手法が必要なことから今後その研究を進めると共に、当面は現状維持方針とし管理行為の中での対応とする。また将来的には、杉・ヒノキ植林地の自然林への回帰を図ることを目的とした広葉樹林化という考えについての整理も必要と考える。
- ・ 管理については引き続き除草や倒木対策等の必要な通常管理の継続と共に、降雨時の雨水流出に関する対策の検討と実施が今後必要と思われ、防災視点での管理対応が求められる。

## 5 池に係る方針

公園北側に存在する水面は本来の水の通り道に自然発生的にできた池ではなく、北へ向かう谷筋の東側斜面からの土砂により堰き止められ出現したものと思われ（堰き止め箇所は公園区域外の民有地）。現在堰き止め箇所の水面近くには塩ビ管が敷設（公園課により？）され下流側へ池の水が流れるように処理されています。池は水位差があるものの1年を通じ水が溜まった状態が保たれていると思われ、棲息動物の水場、餌場となっているようです。二十数年にわたり水面が維持されていることから、水流の源頭は堰き止めによる消失はなく、湧水の流入が継続していると思われ、この環境は森の健全度のバロメーターとして位置付けられるとも考えられます。

以下に示すような状況から判断し、本方針ではゾーニング設定した保存区域の一角の地形要素と捉え、直接的な利活用の対象とはせず、当面は現状維持の継続とします。

- ・ 水面確保、水位調整に必須な堰き止め箇所が公園区域外となっている。
- ・ 利活用にはアプローチ路や水辺整備等のそれなりのハード整備が必要となる。
- ・ 利活用により、湧水源の喪失や水質汚濁等のリスクが伴い、しっかりとした対策が必要となる。
- ・ 現状は立ち入り防止のための鉄線柵とその旨を表示した看板が設置されており、一定の安全が確保されている。